

遺産分割調停を申し立てる方へ

1 概要

被相続人が亡くなり、その遺産の分割について相続人の中で話し合いがつかない場合には家庭裁判所の遺産分割の調停又は審判の手続を利用することができます。調停手続を利用する場合は、遺産分割調停事件として申し立てます。この調停は、相続人のうちの1人もしくは何人かが他の相続人全員を相手方として申し立てるものです。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出していただいたり、遺産の評価について鑑定を行うなどして事情をよく把握したうえで、各当事者がそれぞれどのような分割方法を希望しているか意向を聴取し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てに必要な費用

- 申立手数料・・・収入印紙1200円分
- 連絡用の郵便切手・・・100円×2枚×相続人数、84円×5枚×相続人数、10円×10枚×相続人数、5円×相続人数、1円×10枚×相続人数
ほかに84円×10枚、10円×10枚

3 申立てに必要な書類

裁判所には、次の書類を提出していただくこととなりますが、必要に応じて申立人（あなた）用の控えをとり、調停期日には持参してください。

申立書

※ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付することになりますので、裁判所提出分のほかに、相手方用のコピーを相手方の人数分提出してください。

- 事情説明書
- 連絡先等の届出書
- 進行に関する照会回答書
- 被相続人の出生から死亡するまでの連続するすべての戸籍類（除籍、改製原戸籍類を含む。）
- 被相続人の住民票除票
- 相続人全員の戸籍及び住民票（又は戸籍附票）
- 相続関係図
- 遺産を証する資料

（例えば、不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預金通帳写し又は残高証明書写し等）
→ 不動産登記事項証明書を除く資料については、相手方にもコピーを交付します。そのため、コピーは（相手方の数+1）通ご用意ください。

お問い合わせ先

盛岡家庭裁判所

盛岡市内丸9番1号(電話019-622-3458, 3449)

※ 裏面もお読みください。

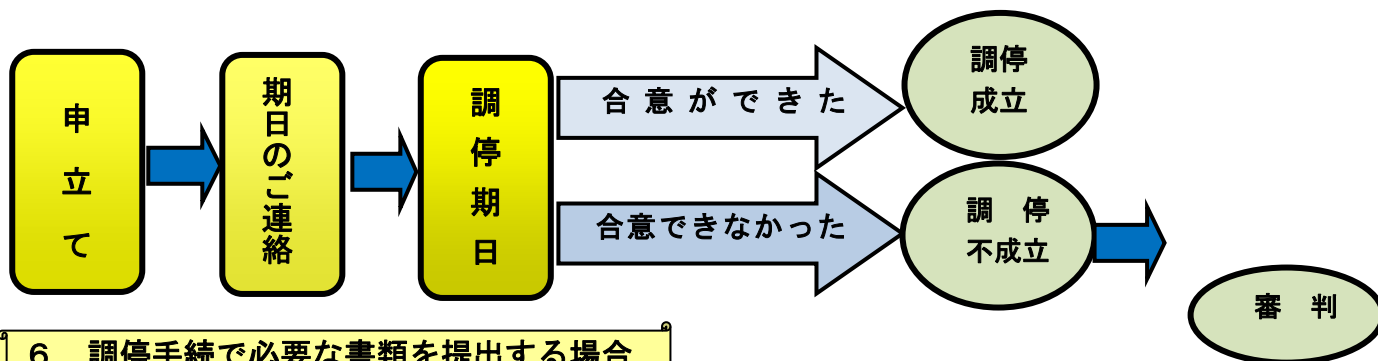
4 申立先

相手方の住所地を管轄する裁判所となります。

ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所を合意しており、申立書とともに管轄合意書を提出した場合には、その家庭裁判所でも調停を行うことができます。

5 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は、平日に行われ、1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれの待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入っていただき、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聴きしながら話し合いを進めていくことになります。



6 調停手続で必要な書類を提出する場合

- ・ 申立ての際に提出してもらった資料のほかに、必要に応じて、あなたの言い分を裏付ける資料を提出していただくことがありますので、調停委員の指示にしたがってください。
- ・ 書類を提出するときは、提出する書類のコピーを（相手方の数+1）通とり、そのコピーを裁判所に提出してください。調停期日には、裁判所に提出したコピーのもとになった書類を持参してください。

〔例〕預金通帳を提出するときは、預金通帳全部のコピーをとり、コピーは裁判所に提出し、預金通帳の原本は調停期日に持参する。

- ・ 相手方に知られたくない情報（たとえば、現住所など）がある書類を提出する場合は、コピーにマスキング（黒塗り）してください。
- ・ 提出予定の書類の一部に、相手方に知られたくないが、裁判所に知らせる必要がある情報が記載されている場合は、書面の提出方法Q&A及びチャート図「相手方など関係者に知られたくない情報がある方へ」を参照して、非開示申出をしてください。申立書は、裁判所の窓口に用意されているほか、ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）からダウンロードして利用することができます（前記アドレスにより表示される裁判所のトップページから「各地の裁判所」→「盛岡地方裁判所・盛岡家庭裁判所」→「裁判手続を利用する方へ」→「手続案内」のページを参照してください。）。

7 提出された書類の閲覧・謄写（見せたり、コピーさせたりすること）について

相手方から閲覧・謄写の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、提出された書類について、相手方に見せたり、コピーさせたりするのは困るという申し出があっても閲覧・謄写が許可されることがあります。なお「事情説明書」は、原則として閲覧・謄写の対象となります。

また、調停が不成立となり、審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類であっても、審判手続で、あらためて閲覧・謄写の申請があれば、原則として許可されますので、留意してください。